

税財政・地方分権調査特別委員会設置の決議

(委員会の設置)

- 1 本市議会に税財政・地方分権調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

- 2 委員会は、将来にわたり安定した税財政制度を確立するため、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査研究するとともに、地方分権推進に向けた大都市制度のあり方や道州制について必要な事項を調査することを目的とする。

(委員会の構成)

- 3 委員会は、23人をもって構成する。

(調査期間と閉会中の調査)

- 4 委員会は、議会で調査終了を議決するまで継続し、閉会中も調査をすることができる。

(経費)

- 5 委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

---

上記につき決議する。

平成19年5月16日

札幌市議会

(提出者) 民主党・市民連合、自民党、公明党、共産党、市民ネットワーク及び自民維新の会所属議員全員